

発議案第12号

認可地縁団体の構成員として世帯主を選択できるようにし、また「相当数」の定義は「4割以上」とする地方自治法等の改正を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月6日

八千代市議会

議長 江野澤 隆之 様

提出者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一 ⑩
	同	小 林 恵美子 ⑩
	同	松 崎 寛 文 ⑩
賛成者	八千代市議会議員	中 村 健 敏 ⑩
	同	堀 口 明 子 ⑩
	同	横 田 誠 三 ⑩
	同	皆 川 知 子 ⑩
	同	橋 本 淳 ⑩
	同	原 弘 志 ⑩

提案理由

地方自治法第260条の2第2項第3号において「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること」が地縁による団体の認可要件の一つに規定されていることがもたらすさまざまな弊害の除去及び軽減のため、同法第260条の2第2項第3号及び同法同条の2第7項並びに関係政省令等の改正を求める。

これが、本案を提出する理由である。

認可地縁団体の構成員として世帯主を選択できるようにし、また「相当数」の定義は「4割以上」とする地方自治法等の改正を求める意見書

我が国では、1991年4月2日施行の地方自治法の一部を改正する法律により、自治会等による法人格の取得を可能とする「地縁による団体」の権利能力取得制度が導入された。

また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が2008年12月1日に施行されることによって、それまで地方自治法において地縁団体の認可に関し民法から準用されていた条文が地方自治法で明文化された。

これらの改正のおかげで、それまでできなかった、自治会等の名義での不動産登記などができるようになった。

しかしながら、地方自治法第260条の2第2項第3号において「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること」が地縁による団体の認可要件の一つに規定されているため、以下のような問題が各地で起きている。

まず、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」という条文が専ら、乳幼児等を含むすべての地域住民が構成員の候補とならなければならないと解釈されているため、個人として意思表示さえできない年齢の住民に加入の意思を確認しなければならないという問題が生じている。

さらに、同号において「その相当数の者が現に構成員となつていること」と明記されている部分は、対象区域のすべての個人の過半数が構成員となつていることと解されているため、認可を得るときはもちろん、認可後であっても、乳幼児等を含む対象区域のすべての住民の数を数え、構成員が半数を超えていることを確認する作業を毎年行わねばならない。

これらの作業等は、単に不合理であるだけでなく、認可地縁団体及び同団体の認可を受けようとしている自治会等の役員に過度な負担を負わせることとなっている。これらの不合理と非効率性は、結果的に、不動産の登記等を希望している自治会等の意欲をなえさせており、法改正の趣旨が生かされていない状態

と言わざるを得ない。

よって、本市議会は、上記の弊害を除去ないし軽減するため、認可地縁団体の構成員として、各市町村が個人か世帯主を選択できるよう、また、個人を選択した場合であっても「世帯主でない満15歳未満の者は除外できる」ことを選択できるよう、なおかつ、「その相当数の者が現に構成員となつていること」の規定中の「相当数」の定義が「個人を構成員の単位として選択した場合はその区域に住所を有するすべての個人の5分の2以上」となるよう、地方自治法第260条の2第2項第3号及び同法同条の2第7項並びに関係政省令等の改正を国会及び政府に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様